

## 令和 8 年度鳩山町特定保健指導（ICT 機器活用型）業務仕様書

- 1 業務名 令和 8 年度鳩山町特定保健指導（ICT 機器活用型）業務
- 2 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 業務場所 鳩山町内全域

## 4 業務目的

自らの健康状態を把握し、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の課題に気づき、改善に向けて、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の受診を含め、望ましい生活習慣への自主的な取り組みが継続できるよう特定保健指導を実施する。

本業務では、利用者自身が所有するスマートフォンやパソコン等（以下、「ICT 機器」という。）と併せてウェアラブル端末を活用し特定保健指導を行うことで、対象者の利便性の向上を図るとともに、自身の健康状態や取り組み結果等の見える化により、利用者の行動変容を促し、自主的な健康づくりへの取り組みの実践及び継続につなげるよう支援する。

## 5 対象者

鳩山町内に住所を有する国民健康保険被保険者及びいきいき 30 健診受診者のうち、特定健康診査の結果から、国が定める基準により階層化を行った結果、「特定保健指導」の対象となる者。ただし血圧、血糖、脂質の薬剤を服用していない者とする。

## 6 業務内容

## (1) 業務概要

本業務における「特定保健指導（ICT 機器活用型）」とは、スマートフォンやパソコン等と併せてウェアラブル端末機器を活用し実施する特定保健指導のことをいう。

受託者は、対象者が ICT 機器及びウェアラブル端末を用いて自身の健康状態を日々管理し生活習慣改善に取り組むことができるよう支援し、ウェアラブル端末から収集されるデータを活用し特定保健指導を実施する。

ICT 機器は体重等の測定結果を管理し、取り組み結果が見える化できるものとする。

ウェアラブル端末は原則受託者による調達とする。

指導終了後、対象者の希望により、ウェアラブル端末を用いて継続した健康づくりに役立てることも可能とする。

## (2) 受託者によるウェアラブル端末調達の際の仕様

- ①手首、手指に装着するもの
- ②歩数、心拍数、睡眠情報等、少なくとも 3 項目以上の情報が測定可能なもの
- ③身体活動状況が記録でき、対象者が使用する ICT 機器と連携可能であること

## (3) 特定保健指導実施までの業務

特定保健指導の実施にあたり、以下の業務を実施し、その内容については、事前に鳩山町と十分な協議を行い承認を得ること。

#### ① 実施者及び運営等に関すること

実施者及び運営等については、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2の基準を満たすこと。

#### ② 特定保健指導プログラムの作成に関すること

##### ア 基本方針

プログラムの作成は、「標準的な健診・保円指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）に基づき作成すること。

##### イ その他

特定保健指導プログラムの作成にあたり、下記の点を考慮すること。

- a 利用者が実行可能な行動目標を立てられるよう効果的な支援であること。
- b 3か月以上の継続が可能なプログラム及び支援体制であること。
- c 行動変容ステージや年齢等、個別状況を考慮した特定保健指導を実施すること。
- d ウェアラブル端末から収集されるデータを活用した指導を実施すること。
- e 特定健康診査の継続受診について勧奨を行うこと。

##### ウ 対象者への特定保健指導案内通知の作成

受託者が実施する特定保健指導プログラムを対象者に案内するための通知(チラシ)を作成(A4サイズ、両面カラー刷り)を作成すること。案内用通知は、鳩山町が対象者に配布すること場合も想定し、プログラム概要及び利用方法等が対象者に理解しやすいものとする。内容について事前に鳩山町に承認を得、鳩山町が指定する期日(令和8年7月中予定)までに電子データ及び紙での納品のこと。

#### (4) 特定保健指導の実施について

##### ①利用申込受付

- (ア) 受託者は、鳩山町から対象者に関する情報(特定健診結果データを含む)の連絡を受け対象者を把握する。
- (イ) 受託者は対象者がICT機器を用いて初回面談の申し込みができる環境(WEB予約システム等)を整えること。
- (ウ) 初回面談の申し込みがない者には、複数回電話連絡をする等、必要な対策を講じること。
- (エ) 受託者は、対象者へウェアラブル端末やアプリ等の利用方法をわかりやすく説明し対応すること。
- (オ) 初回面談の日時は、対象者の利便性の向上のため、平日以外の日程についても設けること(土日、祝日、夜間等)

##### ②特定保健指導支援計画の作成

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.2版)に基づき作成すること。

##### ③特定保健指導の実施

作成した支援計画に基づき特定保健指導を実施する。

積極的支援は厚生労働大臣が定める実施方法に掲げるポイントの算定及び要件に基づき、合計180ポイント以上の支援を行うこと。

初回面談はICT機器を用いた遠隔面談を基本とし、一人当たり30分以上の個別支援とする。

途中脱落防止のため、電話等による調整等必要な対策を講じること。なお、継続的

な支援後において、評価に至らないことの確定は、複数回の確認作業後、利用者に対して終了通知を送付すること。

(5) 提出物について

① 特定保健指導実施報告

月ごとに事業全体の状況に係る報告書を作成し、鳩山町に提出すること。報告項目については、鳩山町と協議の上、決定すること。

② 実績報告

特定保健指導利用者の指導が全て終了したのちに、事業実績報告書（年代別等による指導実績や効果的なアプローチ法等）を鳩山町に提出すること。報告書作成にあたっては、指導終了後に利用者にアンケート調査等を実施すること。アンケート調査内容は鳩山町と協議の上決定すること。年度途中での鳩山町が個別に照会を求めた際は応じること。

(6) 費用について

利用申し込みの受け付け及び利用勧奨、支援計画書の作成、教材費、通信費、評価等に要する費用については、委託料に含むものとする。

(7) 委託料の支払い

特定保健指導業務に係る委託料は、従量制による精算払いとし、中途脱落者については、継続的な支援の期間及び評価実施の有無によつての支払い（詳細は契約時に明記）とする。なお、企画立案に要する経費は、企画立案者の負担とする。

ウェアラブル端末機器については、初回面談実施後に請求すること。

請求方法については、各月末締めとし、翌月 10 日までに利用者ごとに、委託料の内訳がわかる明細書、特定保健指導支援計画及び実施状況（対象者毎の支援概要や身体測定値等の変化、目標の達成度等）がわかる進捗票、厚生労働省が定める電子的標準様式で作成した XML データ（CD-R）を提出し、鳩山町がデータ等を確認したのち請求を行うこと。

(8) 国保資格及び対象要件の確認

受託者は、初回面談時、継続的な支援及び実績評価時において、鳩山町国民健康保険の資格を有すること（以下、「国保資格」という。）及び特定保健指導の対象者であることを鳩山町に確認すること。

(9) 国保資格の喪失と服薬開始の場合の取り扱いについて

特定保健指導の申し込みから支援終了までの間に、対象者の国保資格の喪失（75 歳に到達し、後期高齢者医療保険に資格異動した者を含む）が判明した場合は、利用者に説明したうえで支援を中止すること。また、利用者が服薬を開始した場合は、支援の継続について利用者の意向を確認し、希望する場合は支援を継続すること。ただし、やむを得ない場合の取り扱いについては、鳩山町と別途協議し定めること。

(10) 特定健康診査結果データの提供について

対象者の特定健康診査結果及び利用勧奨に必要な情報を鳩山町からデータで提供する。

(11) 利用券番号の発番について

特定保健指導支援計画及び実施報告等の提出に必要な特定保健指導の利用券番号については、鳩山町で発番し受託者に通知する。通知方法については、受託者と協議の上決定する。

(12) 連絡調整会議の開催

特定保健指導の質及び実施率の向上や、鳩山町との連絡調整のため、2 か月に 1 度程

度定期的に連絡調整会議を提案し開催すること。なお、連絡調整会議の議事録は、受託者が作成すること。オンライン開催の場合は、開催に必要な準備（ZOOM設定等）は受託者が行うこと。

## 7 その他

### (1) 個人情報取り扱いについて

受託者が当該業務を実施するにあたっては、特定保健指導業務記録等の漏洩防止とともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護法に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

個人情報の受け渡しについては、鳩山町と協議のうえ適切な方法により行うこととし、受託者の費用負担により手配するものとする。また、契約終了後については、貸与した個人情報は消去し報告書を提出すること。

### (2) 安全管理及び緊急対応

安全管理には十分留意し、運動指導等を行う場合は、運動制限等の確認を必ず行うこと。併せて緊急時には速やかに対応できるような体制を確保すること。

### (3) 事故発生時等の連絡

事故が発生した場合や、苦情等が寄せられた場合は、速やかに鳩山町に報告すること。また、事故等報告記録には再発防止策や改善策等を含め、速やかに作成し鳩山町に提出すること。

### (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、鳩山町と協議し決定する。